

報道関係者 各位

平成 23 年 6 月 2 日

【照会先】

医政局経済課

後発医薬品使用促進専門官 松野 強

代表電話：03（5253）1111（内線 4113）

直通電話：03（3595）2421

「ジェネリック医薬品使用促進の先進事例に関する調査報告書」

厚生労働省では、このほど、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進に先進的に取り組んでいる都道府県や医療機関などを対象に、促進策の内容や成果などに関するインタビュー調査を実施し、報告書にまとめました。

報告書では、

- ・ 県が医師会や薬剤師会との連携のもと、各種の啓発事業などジェネリック医薬品使用促進のための環境整備に取り組んだことにより、県民のジェネリック医薬品に対する認知度や普及率が上がったこと（福岡県）
- ・ 医療機関が処方せんを出す際に、銘柄名でなく一般名で記載することにより、近隣の保険薬局がジェネリック医薬品を調剤しやすくなり、また、薬剤師と患者とのコミュニケーションがより深まったこと（聖マリアンナ医科大学病院、川崎市薬剤師会）

といった取り組みを紹介しています。

また、提案や要望としては、

- ・ ジェネリック医薬品に対する漠然とした品質上の不安については、県として「医療関係者に対する普及啓発研修」を実施しているので、他県の医療関係者も積極的に受け入れたい（富山県）
 - ・ ジェネリック医薬品メーカーの不祥事が一度発生すると、全てのジェネリック医薬品メーカーが悪いかのように報道するマスメディアについても、報道のあり方を考えてほしい（久留米大学病院、白十字病院）
- などが挙げられました。

本報告書は各都道府県にも提供しており、当省としては、それぞれの地域での取り組みに活用してもらえるよう期待しています。

1. 調査研究の概要

都道府県において、「後発医薬品安心使用促進協議会」(*1) (以下、「協議会」) などを通じたジェネリック医薬品使用促進に関する検討状況や具体的な取り組み内容・成果、運営面で工夫していること、関係者への要望などを聞いた。

また、その地域の薬剤師会や業界団体、保険者などからの、協議会の活動への評価や、普及促進に向けた各団体の活動内容と課題についても尋ねるとともに、ジェネリック医薬品の使用に積極的な医療機関や保険薬局で、使用を促進する上で有効な選択基準(*2)、調剤手順や在庫管理の工夫、ジェネリック医薬品使用による効果、今後の課題についても調べた。

2. 調査研究期間 平成 22 年 12 月～23 年 3 月

3. 調査研究の対象

ジェネリック医薬品の使用促進に積極的に取り組んでいる都道府県、医療機関、保険薬局、関係団体、保険者。対象地域の選定に際しては、地域的なバランスや特色を考慮し、次の通りとした。

- ①都道府県として積極的に取り組んでいる地域・北海道、富山県、広島県、福岡県
- ②病院と周辺の薬局が連携してジェネリック医薬品の使用に取り組んでいる地域・川崎市
- ③市町村（国民健康保険）によるジェネリック医薬品の積極的な使用のための施策に取り組んでいる地域・呉市

併せて、ジェネリック医薬品の使用促進に積極的な健康保険組合について、地域に関わりなく、調査対象として取り上げた。

●掲載事例一覧(報告書の全体像)

福岡県	・ 福岡県は、全国に先駆けて、県主導により関係者協議の場である「ジェネリック医薬品使用促進協議会」を設置し、ジェネリック医薬品使用促進に向けて積極的に取り組んでいる自治体であり、その取り組みは関係者に注目されている。
------------	--



福岡県	協議会の目的を明確にし、メンバーにモデル病院を入れるなど、協議会運営に様々な工夫が見られる事例
福岡県薬剤師会	ジェネリック医薬品使用促進に関する薬剤師会の考え方や会員薬局間で在庫情報を共有化するシステムの導入事例
福岡県医薬品卸業協会	ジェネリック医薬品の安定供給のための取り組みと課題を紹介した事例
久留米大学病院	DPC(*3)制度導入をきっかけに、ジェネリック医薬品を積極的かつ慎重に採用した大学病院（協議会モデル病院）の事例
社会医療法人財団白十字会白十字病院	ジェネリック医薬品の採用基準・プロセス、オーダーリングシステムなど様々な工夫を行った民間病院の事例
みやせ調剤薬局	ジェネリックの調剤率（数量ベース）が 40%を超えた調剤薬局におけるジェネリックの取り組み・考え方に関する事例

富山県	<ul style="list-style-type: none"> 富山県は、全国的にも「くすりの富山」として有名であり、多くの医薬品メーカーが立地する。ジェネリック医薬品メーカーの活性化に繋がるものとして、自治体においても比較的早くからジェネリック医薬品利用の促進に取り組んでいる。
------------	--



富山県	普及啓発パンフレット作成や医療関係者への普及啓発研修など、官民連携による普及促進事例
富山県薬剤師会	県内における薬剤師の考え方や、今後の普及啓発の考え方に関する事例
富山県医薬品工業協会	富山県と連携した、ジェネリック医薬品メーカーによる使用促進に向けた取り組み事例
富山県医薬品卸業協同組合	医薬品安定供給の一翼を担う卸売業の工夫や課題に関する事例
富山県立中央病院	公的病院におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた取り組みとその効果に関する事例

北海道	<ul style="list-style-type: none"> 北海道では、平成 20 年 10 月に「後発医薬品使用検討委員会」を設置し、これまでに 5 回の開催実績を有する。現状分析と課題の整理を行い、平成 22 年度に「北海道後発医薬品使用促進検討委員会報告書」をとりまとめた。
------------	--



北海道	「後発医薬品使用検討委員会」の名称で、医師会や薬剤師会等多くの医療関係者を委員として、取り組んだ事例
北海道薬剤師会	ジェネリック医薬品の使用促進に向けた取り組み（ワークショップ、公開講座等）を行っている薬剤師会の事例
北海道医薬品卸売業協会	医薬品安定供給の一翼を担う卸売業の工夫や課題に関する事例
医療法人社団北海道恵愛会 札幌南三条病院	ジェネリック医薬品評価の研究会を立ち上げ、評価点数を参考に、採用薬を決定している民間病院の事例

広島県	<ul style="list-style-type: none"> 広島県では、平成 20 年度から 2 か年度にわたり、計 7 回の協議会を開催し、関係者の実態や意見等を集約した「後発医薬品使用推進プログラム」を策定した。着実なジェネリック医薬品の使用促進に向けて取り組みを始めている。
------------	--



広島県	協議会運営上の工夫や課題、関係者の意見等を集約した「後発医薬品使用推進プログラム」の策定に関する事例
広島県薬剤師会	県内における薬剤師の声や今後の普及啓発の考え方に関する事例
広島大学病院	大学病院におけるジェネリック医薬品導入の考え方、大学病院からみた協議会の検討内容や評価に関する事例

川崎市	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市では、地域の基幹病院である聖マリアンナ医科大学病院と川崎市薬剤師会・保険薬局とが協働で、一般名処方の処方せんに対応することで、地域のジェネリック医薬品の積極的使用に取り組んでいる。
------------	---



聖マリアンナ医科大学病院	経済効果と薬剤師の職能向上を目的に、一般名処方により院外も含めてジェネリック医薬品使用促進に取り組んだ事例
川崎市薬剤師会	一般名処方による処方せん応需体制を整え、ジェネリック医薬品使用を積極的に進めている薬剤師会の事例
太陽薬局	一般名処方による処方せん応需体制を整え、ジェネリック医薬品使用を積極的に進めている調剤薬局の事例

呉市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢化率の進展が著しい呉市では、市町村国保で初めて、ジェネリック医薬品を使用した場合の差額通知等を行い、医療費の適正化に向けて積極的に取り組んでいる。地域基幹病院におけるジェネリック医薬品使用促進の取り組みも活発である。
-----------	--



呉市	市町村国保で初めて、ジェネリック医薬品を使用した場合の差額通知を実施するに至った経緯と効果に関する事例
(独) 国立病院機構 呉医療センター	地域基幹病院における採用基準やプロセスの詳細。基幹病院が地域の医薬品市場に与える影響等に関する事例
オール薬局	自治体や医療機関が積極的にジェネリック医薬品を導入する地域における調剤薬局の取り組み、考え方に関する事例

保険者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険組合では、保険者機能の強化の一環として、比較的早くから、ジェネリック医薬品のお願いカードの配布や、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額通知事業、各種啓発事業に取り組んでいる。
------------	---



東京都情報サービス産業健康保険組合	広報誌やホームページ等による啓発、差額通知事業等に取り組んだ健康保険組合の事例
ジェイアールグループ健康保険組合	健康保険組合におけるジェネリック医薬品普及促進の考え方、各種取り組みの実態と効果測定に関する事例
北海道農業団体健康保険組合	差額通知事業や薬局との協議等、ジェネリック医薬品の使用促進に取り組む健康保険組合の事例

4. 調査実施機関 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

*1 都道府県後発医薬品安心使用促進協議会

「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」（平成19年10月15日策定）に基づき、各都道府県において、医師や薬剤師等の医療関係者や業界関係者等からなる協議会を設置し、地域の実情に応じた使用促進策などの検討を行っている。

*2 ジェネリック医薬品の選択基準

医療機関、薬局がジェネリックを採用するには、1つの先発品に対応するジェネリックのうちどれを採用するか判断し、その理由を患者に説明できる必要がある。また、薬局においては、処方せん発行医療機関に対する説明も求められる。そのため、安定供給体制やリスクマネジメント等を指標とした合理的な選択基準を策定することが、医療機関や薬局にとっての課題となっている。

*3 DPC

DPCとは、我が国独自の「診断群分類（診断と治療行為の組み合わせ）」を意味する英語の固有名詞（Diagnosis Procedure Combination）の頭文字である。

DPC制度は、「急性期入院医療の診断群分類に基づく1日当たりの包括評価制度」であり、入院期間中に医療資源を最も投入した「傷病名」と、入院期間中に提供される手術、処置、化学療法などの「診療行為」の組み合わせにより、1日当たりの診療報酬（定額）を算定する方式である。